



まる 博レポート

# 水分け石と 飯野若宮神社



拝殿の彫刻は、国の重要文化財になっている千葉県の成田山新勝寺の額殿なども手がけた名工、後藤勇次郎の手によるもの。安政三年(1856)の作。



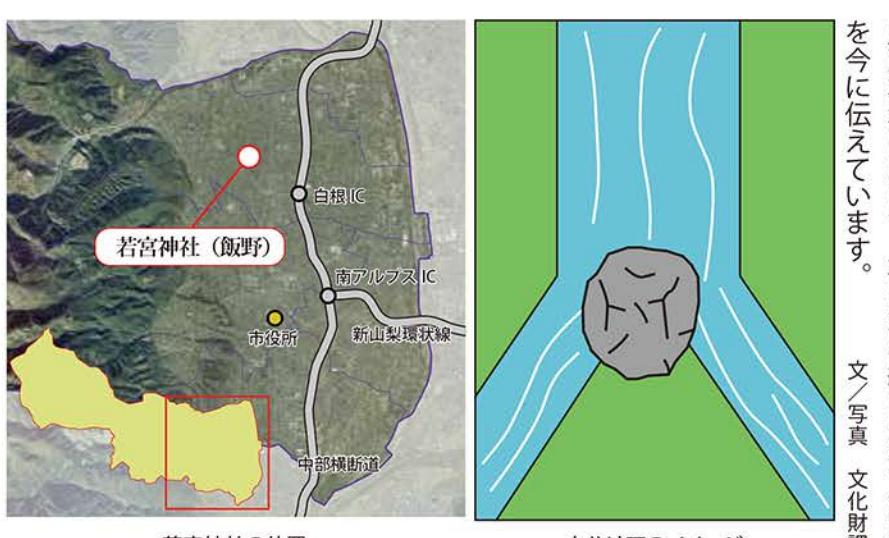
若宮神社の本殿は、桃山時代の様式を遺す、江戸時代初期の作として、現在は市の指定文化財になっています。



飯野の若宮神社の境内にある「水分け石」と碑文

「水分け石」は、その傍らに刻まれた碑文によれば、正保三年(一六四六)、水争いの絶えなかつた飯野村、築山村と有野村(後に飯野新田村も加わる)の用水の取り分を決め、争いを収めるために用水路の分歧点に据えられました。しかしその後も、石の置き方によって水量が決まるため、関係する村々がこの石の位置を自分たちの村が有利になるように動かすことが度々あって、争いが絶えることはありませんでした。明治二十二年(一八八九)、飯野新田が飯野村の合意なく、用水路を自らに有利なよう改修して、飯野村への用水が滞った事が発端となり、ついには飯野村と飯野新田の間で裁判にまで発展し、後に大審院(現在の最高裁判所)にまでもつれ込む騒ぎとなりました。この訴訟のさなか、明治二十二年六月深夜、飯野の氏神さんである若宮神社の境内に納めてしまつたという事件があおり、それ以来「水分け石」は、ここに安置されています。この事件によって、飯野村への用水は、無理やり確保されることになりましたが、警察沙汰となる大事件となりました。

裁判自体は、長い経緯のなかで飯野村の敗訴となつたようですが、現在、水道やスプリンクラーが整備され、水争いは過去のものとなっています。しかし「水分け石」は、俗に月夜でも焼けるといわれた干ばつ地帯であった御勤使



川扇状地において、水を求めて続けた先人の姿を今に伝えています。  
文／写真 文化財課

※『白根町誌』には明治24年とある